

1. 圏域の概要

（1）水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

＜漁業協同組合＞

平成18年9月1日に県下27漁協全てが「石川県漁協（JFいしかわ）」として合併。また、平成19年1月4日に県漁連が県漁協に包括承継され、県漁協に一本化されている。

＜市場＞

現在、産地市場は蛸島漁港、松波漁港、小木港、宇出津港に4市場がある。このうち地区卸売市場（産地市場）の内浦（松波）市場は他への統合を見据えつつ存置としている。他の3地方卸売市場は存続する予定で、小木市場については県外漁場で水揚げされた冷凍イカに特化した市場となっている。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

＜主要漁業種類＞

- ・当圏域の陸揚量は10,874トで、県全体（45,042,ト）の24.1%を占める。
- ・漁獲量第1位の漁業種類は蛸島漁港、鶴川漁港他的大型定置網、小型定置網で6,000トの水揚げある。県全体の定置網漁獲量18,300トのうち33%を占め、本県定置網地帯の一角を形成し、特に能登町は密集地帯となっている。脂が適度に乘った冬期の寒ブリは全国的にも知名度が高く、県漁協が「天然能登寒ぶり」の地域団体商標を取得し、消費者への一層の浸透を図っている。
- ・第2位は小木港、高倉漁港を基地とする、イカ釣りで2,600ト。
- ・第3位は蛸島漁港を基地とするまき網で900トである。

＜主要魚種の生産量、資源量の状況＞

- ・主要魚種はマイワシ（3,800t）、スルメイカ（2,500t）、サバ（800t）、ブリ（700t）、アジ（600t）となっている。

③ 水産物の流通・加工の状況

＜流通＞

現在、すず、内浦、能都の3市場でそれぞれ漁協支所の所管内で集荷されセリが行われる他、小木市場では冷凍イカが専門に扱われ入札方式をとっている。

＜水産加工＞

- ・蛸島、宇出津にイカ、タイ類等を原料とした塩干品を製造する業者があり、このうち一部業者では、近年能登町が取水している深層水を活用した新製品を

展開している。

- ・能登町宇出津では伝統食品である、イカを原料とした魚醤の「イシリ」がよく知られ、これを使った塩干品も製造されている。

④ 養殖業の状況

- ・当圏域では養殖を実施していない。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

<漁業経営体>

- ・当圏域の H30 年の経営体数は 413 で、県全体（1,640）の 32.1%を占めている。5 年前と比較すると当圏域は 608 であり 32.1%減少している。県全体（H25:2,186）が 25.0% 減少しているのに比べ当圏域の減少傾向は大きいといえる。

<漁業就業者>

- ・県全体の漁業就業者は、直近の数値（H30 年）で 2,409 人、5 年前（H25 年、3,296 人）と比較すると 27.0%の減少となっている。
- ・男性就業者に占める 60 歳以上の割合は H30 が 54.4%で、5 年前（H25 年 57.6%）より 3.2 ポイントの減、10 年前（H20 年 55.6%）より 2.2 ポイントの減と若干の改善がみられるが、依然として漁業経営が厳しい状況に置かれている。

⑥ 水産業の発展のための取組

- ・能登町鵜川地区の大型定置網経営グループは、流動氷を使用した鮮度保持技術の向上に取り組んでおり、高付加価値化による経営の安定と地域の活性化をめざしている。
- ・能登地区では、定置網で漁獲されるブリを県漁協で規定している「天然能登寒ぶり」より厳しい、魚体重 10kg 以上を「宇出津港のと寒ぶり」として商標登録し、専用タグを装着して出荷して差別化を図るとともに、地元観光協会等とも連携して、毎年 1 月に「宇出津港のと寒ぶりまつり」を開催し、地元で揚がったブリを使った解体ショーや即売等が行われ、能登町の寒ブリを県内外に PR する等のブランド化の推進にも取り組んでいる
- ・珠洲地区では、食祭「珠洲まるかじり」や「珠洲あんこう祭り」において、訪れる市内外の人々に珠洲で漁獲された加能ガニ、アンコウ、海藻等の旬で新鮮な水産物を PR しているところである。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

- ・近年の気候変動に伴う波浪の増大により、当圏域内の沖波の見直し・点検が必要となっている。
- ・近年の気候変動に伴う海面水温の上昇により、漁獲量全体の減少等の影響は長期的に生じるものと予測されており、環境変化に対応した漁場整備が求められている。

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

- ・現段階で漁港機能を集約する予定はないが、漁業者等の意見を取り入れながら、検討を行う。

(2) 圏域設定の考え方

| | | |
|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 圏域タイプ | 流通拠点型 | 設定理由； 本圏域では、蛸島漁港が水産物を集約する産地市場を有する流通拠点漁港であるため。 |
| ② 圏域範囲 | 珠洲市 ～能登町 | 設定理由； 蛸島漁港に同圏域内の周辺漁港から水産物が集約される範囲であるため。 |
| ③ 流通拠点漁港 | 蛸島漁港 | 設定理由； 産地市場を有し、水産物の取扱量が約 5,000 トンと当圏域（10,874 トン）の約半分を取り扱っている漁港であるため。 |
| ④ 生産拠点漁港 | 狼煙漁港 高倉漁港 | 設定理由； 狼煙漁港、高倉漁港は同圏域における生産の中核を担っており、荒天時には県外からの避難漁船の受け入れを実施し、また周辺漁港の漁船を受け入れする等、周辺漁港の漁港機能を補完しているため。 狼煙漁港は、避難港であり、また刺網を中心とした陸揚拠点。登録漁船 74 隻、属地陸揚量 297t、属地陸揚金額 156 百万円で、サザエ等の陸揚量（18t）は県下有数である。 高倉漁港は、刺網を中心とした陸揚拠点。登録漁船 42 隻、属地陸揚量 100t、属地陸揚金額 59 百万円で、マダラ等の陸揚量（33t）は県下有数である。 |

| | | | |
|-------------------------------------|--------|----------------|-----|
| ⑤ 輸出拠点漁港 | — | 設定理由； | |
| (令和元年) | | | |
| 圏域の属地陸揚量(トン) | 10,874 | 圏域の登録漁船隻数(隻) | 807 |
| 圏域の総漁港数 | 18 | 圏域内での輸出取扱量(トン) | 0 |
| 圏域で水産物の水揚実績がある港湾数 | 3 | | |
| 当該圏域を含む養殖生産拠点地域名 | — | | |
| 当該圏域を含む養殖生産拠点地域における主要対象魚種 | — | | |
| 当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別生産量(収穫量)(トン) | — | | |
| 当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別海面養殖業産出額(百万円) | — | | |

2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

| |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化</p> <p>①流通拠点漁港等の生産・流通機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当圏域内で今後も存続する予定の3産地市場のうち、冷凍イカを扱う小木市場を除くすず、能都の2市場は、海水殺菌装置の整備を終えているが、それ以外の衛生管理施設は、下記の施設等の導入効果や市場の状況等を勘案し、順次充実を図っていくこととする。さらに、荷捌き所、冷凍冷蔵施設および製氷施設が老朽化している。そのため、今後も引き続き産地市場での衛生管理施設について、施設等の導入効果や市場の状況等を勘案し、特にすず市場については冷凍冷蔵施設や製氷施設の更新を図ることにより、衛生管理基準のレベルアップを目指す。 ・統合を検討されている内浦市場他、産地市場以外の水揚げ漁港・港湾についても、海水を取水できない場所を除いて、陸揚量や取り扱う漁獲物の種類を考慮し、順次海水殺菌装置を中心とした整備を進めていくこととする。 ・自動海洋観測ブイからの情報により、周辺海域の海洋環境情報を把握し、適切な水産資源の管理や効率的な増殖の推進を図る。 ・また全ての陸揚漁港・港湾で、施設整備の進捗度とは別に、関係者の衛生管理意識の向上や、施設の効果的運用を図る下記のソフト施策を講じていく必要 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

がある。

〈主要なソフト事業〉

- ・ 講習会開催による漁港利用者の意識向上の推進
(作業前の消毒等の徹底)
- ・ 取り組み体制の構築 (定期的な検査態勢の構築)
- ・ 作業エリア区画、動線のルール設定
- ・ 船舶、容器等の洗浄の徹底
- ・ 残渣などの適正なゴミの処分
- ・ 処理の効率性や人手が不要なベルトコンベアやクレーン等の設置等
- ・ トイレに下足のまま出入りしないことや、長靴洗浄槽の設置

〈水産基盤整備による主要なハード整備〉

- ・ 清浄海水導入施設の整備による陸揚げ処理水等の徹底管理
- ・ 衛生管理型荷捌所の導入の検討
- ・ 排水処理施設整備による港内水質管理の徹底、
排水の滞留防止の徹底等
- ・ 鳥獣進入防止施設など荷捌所における危害進入、
異物混入の防止の徹底
- ・ 屋外作業時の風雨等による危害進入防止の徹底等

このほか、中核的拠点港において、迅速な作業が行えるよう鮮度保持に努めることとしており、これらの整備と連携した対策を行うこととしている

②養殖生産拠点の形成

本圏域に養殖生産拠点なし。

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

- ・ 藻場ビジョンに基づいた漁場の整備により既設の人工礁・天然礁・増殖場を連携させ、幼稚魚を育成し、成魚の生息場を確保することにより、ブリ、マアジ、マダイ等の水産資源を増大させていく。
- ・ 増殖場を造成した海域においては、周辺海域で生育するホンダワラ類を用いた母藻設置を行う。新たに造成した藻場のタネ場機能により、現状の藻場を維持しつつ周辺への拡大を図る。母藻設置した海域での経過を追跡するためモニタリング調査を行う。
- ・ 持続的な漁獲を可能とする資源管理の継続や増殖場の整備とともに、適切な

水産資源の管理のため、水産動植物の生息環境を的確に把握するICTの活用などの取り組みにより、コスト削減や生産性の向上を図る。

②災害リスクへの対応力強化

- ・令和2年度までに拠点漁港の耐震耐津波機能診断が完了し、今後は診断により対策が必要と判断された漁港施設について対策を進めていく。
- ・荒天時の漁船の安全対策として、防波堤整備による港口部や港内の静穏度向上や泊地浚渫等による水深確保により、荒天時における漁船の安全性向上や避難漁船のすみやかな受入れ体制の確保に努めるものとする。
- ・令和2年度末までに圏域内全漁港の機能保全計画策定が完了し、緊急性の高い漁港施設について保全工事を実施中である。また、現行の保全工事が完了した漁港から、予防保全型整備の老朽化対策へ取組むこととしている。
- ・高潮・高波に対する防災対策として、沖波の点検・見直しを予定しており、その結果を踏まえ、防波堤の嵩上げ等漁港施設の耐浪化を図ることとしている。また、市町、漁協と連携して、高潮・高波に対する意識向上に向けて講習会の実施や啓蒙資料（リーフレット等）の配布等により、ハードのみならずソフト面での対応を行っていくことを検討している。
- ・漁業集落排水施設について、長寿命化を図るため、令和元年度より保全計画策定に着手しており、適切な施設機能保全対策に取組むこととしている。

(3) 「^{うみぎょう}海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「^{うみぎょう}海業」による漁村の活性化

- ・漁業者数の減少した小規模な漁港において、漁港機能の集約・分担の可能性の模索や、漁港の「海業」への活用等、既存ストックの有効活用について、市町、漁協と検討する。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

- ・県下における漁業集落排水の普及率は100%(漁業集落排水整備済人口 2,980人)となっており、水洗化についても接続率向上を目指し、生活環境の改善を推進する。
- ・各漁港において、老朽化した車止め・防舷材等の更新、船揚場にすべり材の整備等を推進し、漁業者の安全性向上、就労環境改善に努めるものとする。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

①流通拠点漁港等の生産・流通機能の強化

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 | 漁港・港湾名 | 種別 | 流通拠点 |
|-----|------|-----|--------|----|------|
| | | | | | |

現在、要望のある漁港において漁港施設の整備を検討している状況である。利用者からの要望の有無を確認し、要望のある漁港においては、水産物の競争力強化と輸出促進のための整備事業を検討する。

<衛生管理対策>

・流通拠点及び生産拠点の衛生管理・鮮度保持対策

- 流通拠点漁港については、清浄海水導入施設以外の整備 [蛸島]
- その他の産地市場では、今後老朽化した荷捌施設を再整備する際に、高度な衛生管理施設を整備 [宇出津]
- 清浄海水導入施設の整備 [飯田・鶴飼・松波]
- 海水殺菌装置等による鮮度保持[狼煙、鶴飼、松波]
- 高鮮度・高品質な出荷体制の整備推進。[蛸島]

上記の他、各市場の荷捌き施設の整備・更新にあたっては、省力化や ICT を活用したセリ・入札などの設備導入の検討に加え、漁獲物の統一的な衛生管理基準の策定や、省人化・単価向上のための販売事業の在り方の検討など、ソフト対策も推進する。

また、鮮度保持施設の運営については、新たな商品開発に取り組むとともに、回転率を上げ効率的に運用するため、全漁連等と協力して、国内のみならず広く国外への輸出も視野に入れて販路拡大に取り組む。また、新たにネット販売などの活用も検討しながら、これまで以上の多岐に渡る販売網を構築することによって魚価の下支えを図る。

②養殖生産拠点の形成

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 | 漁港・漁場名 | 種別 | 流通拠点 |
|-----|------|-----|--------|----|------|
| | | | | | |

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

①環境変化に適応した漁場生産力の強化

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 |
|---------|------|----------|
| 能登・内浦地区 | 資源管理 | 水産環境整備事業 |

<新たな資源管理施策等と連携した漁場整備>

- ・新たな資源管理においてはマアジ等が対象となっており、該当方針の対象魚種については今後追加していくものとしている。漁場整備における対象魚種にも含まれていることから、生息環境を整備することで水産資源の持続的利用あるいは回復を図っていく。

<藻場の保全・創造>

- ・本県において衰退のみられている海域があり、その一因として海水の濁りの増大に伴う透明度の低下が考えられる。
- ・海水の透明度は海域によりかなり異なることから、今後の藻場の造成に際しては、予定海域の海藻繁茂状況をよく観察し、太陽光が充分量到達可能で、付近の海域で海藻が繁茂していることが確認できる、浅い水深帯の海域を選定し造成していく。
- ・藻場はサザエ等の貝類資源の幼生が着底し、稚貝から成貝へと成長する全ての段階の餌の供給場所、成育場所となる。また、タイ類やメバル類の幼稚魚の餌場、隠れ場の機能を有しており、藻場を成育場所とする資源の増大を図る観点からも、造成に適した場所で投石や餌料培養礁等を設置することにより、成育環境の保全を図り、資源の増大をめざす。

<漁場 ICT の活用による効率性向上>

- ・自動海洋観測ブイの設置を行い、石川県周辺海域の海洋環境情報を把握することにより適切な水産資源の管理や資源評価に活用するとともに、効率的な水産資源の増殖推進を図る。

②災害リスクへの対応力強化

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 | 漁港名 | 種別 | 流通拠点 |
|-----|-------|-------------------|------|----|------|
| 狼煙 | 安全・安心 | 漁港施設機能強化事業 | 狼煙漁港 | 4 | |
| 蛸島 | 安全・安心 | 漁港施設機能強化事業 | 蛸島漁港 | 3 | ○ |
| 高倉 | 安全・安心 | 漁港施設機能強化事業 | 高倉漁港 | 2 | |
| 狼煙 | 予防保全 | 水産物供給基盤 機能保全事業 | 狼煙漁港 | 4 | |

| | | | | | |
|----|------|-------------------|------|---|---|
| 蛸島 | 予防保全 | 水産物供給基盤 機能保全事業 | 蛸島漁港 | 3 | ○ |
| 高倉 | 予防保全 | 水産物供給基盤 機能保全事業 | 高倉漁港 | 2 | |

<漁業地域の安全・安心の確保>

当圏域内の主要な防波堤、陸揚岸壁の耐震耐津波機能診断は完了し、対策が必要と判断された施設の整備を進めているところである。

また、沖波の点検・見直しも予定しており、その結果を踏まえ、防波堤の嵩上げ等漁港施設の耐浪化を図ることとしている。その他耐浪対策として、防砂堤等を整備することによる水域施設の埋没を防ぎ、安全安心な漁業活動を推進する。

(実施中)

- ・ 主要な岸壁、防波堤の耐震耐津波対策（各拠点漁港）

(検討)

- ・ 沖波の点検、見直し、その結果に基づく漁港施設の耐浪化（拠点漁港）

<漁港施設等の老朽化対策>

引き続き緊急的に老朽化対策が必要な漁港施設の保全工事を行い、保全工事が完了した漁港から随時、予防保全型対策への移行を図る。また、機能保全計画に基づく日常点検、定期点検を実施し、機能保全計画の更新、見直しにより、漁港施設の適切な維持管理に努める。

漁業集落排水施設については長寿命化を図るため、機能保全計画策定し、適切な施設機能保全対策に取り組む。

上記の他、被災後の地域水産業の早期再開のためのBCP策定の検討を進めていく。また、避難経路の整備や周知、被災時の伝達体制等を強化、荒天時における出漁基準の周知徹底等の対策に努め、災害リスクへの対応力強化を推進する。

(3) 「^{うみぎょう}海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「^{うみぎょう}海業」による漁村の活性化

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 | 漁港名 | 種別 | 流通拠点 |
|-----|------|-----|-----|----|------|
| | | | | | |

漁業者数の減少した小規模な漁港において、漁港機能の集約・分担の可能性の模索や、漁港の「海業」への活用等、既存ストックの有効活用について、市町、漁協と検討する。

②地域の水産業を支える多様な人材の活躍

| 地区名 | 主要対策 | 事業名 | 漁港名 | 種別 | 流通拠点 |
|-----|------|----------|------|----|------|
| 狼煙 | 就労環境 | 漁港機能増進事業 | 狼煙漁港 | 4 | |
| 高倉 | 就労環境 | 漁港機能増進事業 | 高倉漁港 | 2 | |

県下における漁業集落排水の普及率は100%（漁業集落排水整備済人口 2,980人）となっており、今後は水洗化についても接続率向上を図る。

また、各漁港において、老朽化した車止め・防舷材等の更新、船揚場に滑り材の整備等を推進し、漁業者の安全性向上、就労環境改善を図る。

4. 環境への配慮事項

- ・周辺の沿岸は能登半島及び越前加賀海岸国定公園に指定され、自然景観保全の必要がある。
- ・航路・泊地浚渫土を侵食海岸への養浜に有効活用。
- ・建設工事においては再生材の利用促進を図るほか、コンクリート殻、アスファルト殻等の建設副産物を再生化施設への搬出、排出ガス対策型建設機械の使用に努める。
- ・藻場の保全・創造にて使用する餌料培養礁には、産業廃棄物となるカキ殻を再利用した製品を予定している。
- ・藻場の造成することでブルーカーボンの拡大に努める。

5. 水産物流通圏域図

能登内浦圏域図

能登内浦圏域 **流通拠点(一般)型**

流通拠点: 蛸島漁港(3)

圏域総陸揚量: 10,874 t

漁港18港、港湾3港



出荷凡例詳細

| | |
|-------------|--|
| 50t 未満 | |
| 50~100 t | |
| 100~500 t | |
| 500~1000 t | |
| 1000~5000 t | |
| 5000t 以上 | |

- : 流通拠点漁港 (うち流通・輸出拠点漁港 (輸))
- ◎ : 生産拠点漁港 (うち流通・輸出拠点漁港 (輸))
- : 一般漁港
- : 港湾 (漁業関係の利用がなされている主要な港湾のみ)
- ☆ : 産地市場
- 漁業: 主な魚種
(主な漁業種が、 (巻き網・底引き網等。))
 (魚類), (殻類), (イカ), (蟹類) の場合は示す)
- ← : 水産物集約 (漁船陸揚げ)
- ←... : 水産物集約 (陸送)
- ◻ : 加工場・消費地への出荷
(主な出荷先として、圏域内(域内)、圏域外の県内、県外を示す。輸出している場合は、輸出先の国等ができる限り示す。)
- ← : 養殖に係る水産物の流れ
- : 養殖漁場